

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）による障害児福祉手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年8月1日付けで行った障害児福祉手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、重度障害児の要件を定める法施行令別表第1第8、9号及び第10号の状態に該当するとして、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人は、新生児期に壊死性腸炎を発症し、小腸のほぼ全部と大腸の一部を切除したことから短腸症候群に至り、腸からの栄養吸収ができないため1日22時間の点滴を要するなど、医師の診断書のとおり「日常生活において常時の介護を必要とする状況」にある。また、壊死性腸炎発症時に重度の敗血症に至り、低酸素状態となったことから脳細胞が広範に壊死し、その後遺症から運動機能、精神発達が著しく

遅滞している。上下肢とも筋緊張があることから2歳8月となった現在も立ち上がることすら出来ず、今後歩行が出来る見通しも立っていない。また、医師からは脳の損傷程度からみて、今後の発語も困難であろうと診断されている。このような、重度の障害児に対して障害児福祉手当の請求を却下するのは、「精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的」とする法の趣旨に反するものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年2月13日	諮問
平成31年3月20日	審議（第31回第4部会）
平成31年4月23日	審議（第32回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 本件手当は、障害児（20歳未満であって、法2条5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者）のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（重度障害児）について支給し（法17条及び2条2項）、受給資格者が本件手当の支給を受けようとするときは、その受

給資格について市長（特別区においては区長。以下同じ。）の認定を受けなければならないとしている（法19条）。

省令2条は、法19条の規定による本件手当の受給資格についての認定の請求は、障害児福祉手当認定請求書に、受給資格者が法2条2項に規定する者であることに関する医師の診断書を添えて、本件手当の支給機関に提出しなければならないと規定している。そして、認定基準によれば、障害程度の認定は、原則として、障害児福祉手当認定診断書によって行うこととしている（認定基準第一・3）。

したがって、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分に取消理由があるとはできない。

- (2) 上記障害の程度については、法施行令別表第1において具体的に定めるものとされ（法施行令1条1項）、その個別基準については、認定基準の第二以下に規定されている。

そして、法施行令別表第1第8号にいう「その他の疾患」の個別基準を定めた認定基準第二・5によれば、病状の程度についての判定について、以下のとおり記載されている。

ア 前各項（認定基準第二・1ないし4）に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が法施行令別表第1第1号から7号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるときは、法施行令別表第1第8号に該当するものとする。

イ アの機能の障害又は病状の程度の判定については、認定基準第二・1から4に準じて行うものとする。

- (3) 上記(2)の「長期にわたる安静」について、認定基準が定める認定診断書（様式第7号）の「⑫ 安静を要する程度」欄によれば、その程

度に応じて次の1ないし8のとおりとされている。

1. 絶対安静
2. ベッド上の安静
3. 必要時のみ室内歩行（30分以内）
4. 室内歩行はよい（1時間以内）
5. 一定時間内の屋外歩行はよい（1.5時間以内）
6. 健康な人の2分の1程度の運動はよい
7. 軽い運動はよいが強い運動は禁ずる。ただし、休憩時間を多くとる
8. 疲れない程度の普通の生活

そして、「改訂特別障害者手当等支給事務の手引」（平成10年4月発行、厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修。以下「手引」という。）は、認定基準第二「5 その他の疾患(1)」（上記(2)ア）のいう「長期とはどの程度か。また、診断書の「⑫安静を要する程度」欄中1～8のうち何番までが該当するのか。」との問いに対し、「前段については、当該病状が3カ月間継続すると診断された場合と解釈されたい。後段については診断書の「⑫安静を要する程度」欄中1又は2に該当する場合をいう。」としている。

2. そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

請求人から提出された本件診断書は「肝臓血液疾患及びその他の疾患用」であり、障害の原因となった傷病名が「短腸症候群」と記載されていることからするならば、請求人の障害は別表第1第1号ないし7号及び9号に当たらないことは明らかであり、また、請求人について、身体又は精神の障害が重複しているとも認められないことから、同10号にも当たらない。

次に、請求人の障害は法施行令別表第1第8号が規定する「第1号ないし7号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静

を必要とする病状が同各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当するか否かについて検討すると、本件診断書（別紙1）によれば、「8 その他の疾患（平成30年7月6日現症）」の欄に「1日22時間の点滴を要し、生活上のあらゆる点で行動を制限されている状態であり、ひと度カテーテル感染を起こすと敗血症に至る。」と記載されており、また、「9 安静を要する程度」の欄には「5 一定時間内の屋外歩行はよい（1.5時間以内）」と記載されている。

前述のとおり、法施行令別表第1第8号の「長期にわたる安静」について、手引によれば、診断書の「⑩安静を要する程度」欄中「1又2に該当する場合をいう。」とされている（上記1・(3)）。そうだとすると、本件診断書に記載されている安静を要する程度「5」は法施行令別表第1第8号の「長期にわたる安静を必要とする」に該当するものとは認められない。

したがって、請求人については、重度障害児の状態に至っているものと認めることはできず、本件手当の受給要件に該当しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、第3のとおり、壊死性腸炎発症時に重度の敗血症に至り、低酸素状態となったことから脳細胞が広範に壊死し、その後遺症から運動機能、精神発達が著しく遅滞していること等を理由として重度障害児の要件を定める法施行令別表第1第8、9号及び第10号の状態に該当するものと主張する。

しかし、請求人の障害の状態は法施行令別表第1各号のいずれにも該当しないことについては上記1及び2に述べたとおりである。なお、請求人が上記のように主張するのであれば、処分庁に対し身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害に係る障害児福祉手当認定診断書の提出が必要であるところ（上記1・(1)）、本件診断書（肝臓血液疾患及びその他の疾患用）によっては、請求人に身体の機能の障害若しくは病状

及び精神の障害があるものと判断することができないことから、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)